

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成30年5月30日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

石川達也，遠藤真澄，大城勇夫，大城純市，阪本英晃，傍田賢治，瀧岡直美，
普久原均，矢崎豊，矢野恵美

（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，事務局次長，総務課長，会計課長，
主任書記官

（庶務担当）

総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言

2 新任委員の紹介

3 委員長挨拶

4 前回委員会後の裁判所における取組等

(1) 採用広報の取組状況についての報告（首席家裁調査官）

前回の委員会において，家庭裁判所調査官の採用広報活動について御意見を
いただいたことを受けて，平成30年2月26日に実施した，裁判所業務体験
セミナーの概要とその結果について説明

(2) 物品の更新についての報告（会計課長）

前々回の委員会において，1階訟廷事務室で手続案内を受ける利用者のプラ

イバシーへの配慮について御意見をいただいたことを受けて、平成30年3月に、手続案内用のカウンターを利用者のプライバシーにより配慮したパネル付きのものに更新したことの報告

5 意見交換

(1) 裁判所からテーマについて説明

テーマ「成年後見制度の現状と課題について」説明

(2) 意見交換

委員から次のとおり質問等があった。

(発言者の略記=(長):委員長, (委):委員, (説):説明者, (補):説明 補助者)

(長) 成年後見制度は身近な問題ではあるが、社会的に認知されているかどうかについて、どのように感じられているか。

(委) 次のとおり意見等が出された。

- ・ 周囲から聞く機会はない。報道で知る程度である。
- ・ 親族が後見人になっていたが、それがなければこの制度を知る機会はなかったと思う。
- ・ 被後見人を施設に入所させることは考えても、後見制度の利用についてまでは考えが及ばないのではないか。
- ・ 財産があれば、その管理のために利用するであろうが、そうでなければ必要性が乏しいのではないか。仮に財産があったとしても、後見人の業務に負担感があるために申立を見合わせるケースもあるのではないか。

(長) 親族が後見人となっても、財産の管理状況を毎年裁判所に報告しなければならず、これを負担に感じて、後見人をやりたくないという人もいる。そういう人の代わりに市民後見人の活用が期待される。全国的には後見に必要な知識を得た上で市民後見人として活動されている方がいるが、沖縄にはほとんどいないのが現状である。

(委) どういう人が市民後見人になっているのか。

(説) 沖縄市では社会福祉協議会が法人として後見人になったものについて、実際に活動してもらう人を法人後見のサポーターとして経験を積んでもらった上で、単独の市民後見人として育成していくという取組を行っているようである。

(委) バックグラウンドがないと市民後見人になれないというイメージが強いと感じる。

(委) 親族がいないから市民後見人が選任されるというのであれば理解できるが、親族がいるのに市民後見人が選任されたとなると、見ず知らずの方にプライバシーを知られることになるので、抵抗感があるのではないか。また、特に沖縄だと、周囲の方から、親族がいるのになぜ市民後見人がついているのだと疑問に思われるのではないか。

(委) 沖縄少年友の会（調停委員、弁護士などを中心として、主に非行少年の更生、付添人等の活動を行う団体）の会員に市民後見人の研修等を行うなど、その候補者として育成していただければ市民後見人養成の給源になりうるのではないか。

(長) 県外には、職場をリタイアした後も社会貢献したいという意欲の高い方が、市民後見人になりたいと研修等を受けている地域もある。そういう動きも少しずつ出てきているので、これを参考にしながら、沖縄でも定着できればいいと思う。

(委) 成年後見センターが中核機関に相当するのか。

(説) 成年後見センターは、市民後見人の育成、支援が中心的な機能となっている。今後、中核機関に求められる機能を追加することが求められている。

(委) 沖縄県にもそれに相当する機関はあるのか。

(説) 沖縄市にはそれに相当する機関を作ろうとしているとの情報がある。

また、北中城村でも権利擁護センターというものを作って、成年後見

に関する取組を行っていくと聞いている。

(委) 市民後見人の制度について、そのメリットや具体的に報酬等の費用がいくらかかるのか、助成の制度などを周知できれば、利用者の不安感を払しょくできるのではないか。

(委) 本来的には家庭裁判所が財産管理とともに身上監護についても監督をするが、そのうち、身上監護については行政に委託をするというイメージであり、最終的には家庭裁判所が監督するのではないかと思う。

(長) 家庭裁判所の主な役割は、適格な後見人を選任し、監督して、解任事由の有無の判断をすることであり、この点はこれまでと同じで今後も変わることはない。本人や後見人がメリットを感じる後見制度とするためには、行政的な支援が不可欠であり、中核機関などが関与する制度とする必要があるが、これは家庭裁判所が行政に委託するというイメージではない。

(委) 後見人の役割には、財産管理というイメージしかないので、身上監護の援助についてもタイアップがないと絶対に成り立たないのではないか。

(委) 行政との連携はスピードアップして行っていくべきではないか。裁判所において、今後早めに行政と協議してもらい、スピード感をもって取り組んでもらいたい。

(説) 行政との連携は裁判所が主体となって行うというよりは、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体と協力して行う必要があると考えている。今後、専門職団体との間で協議会を予定している。

6 次回テーマ

「面会交流の現状と課題」について

7 次回開催期日

平成31年1月23日(水)午後1時30分